

(指定申請文化財)

種別	名称	員数	所在地	保存団体
無形民俗文化財	阿波木偶「三番叟まわし」		徳島市国府町芝原字 神楽免158	阿波木偶箱まわし保存会

(参考)

文化財の保護に関する条例(抜粋)

(指定等)

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定)

第三十条 委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(昭五〇条例五七・平一七条例五一・一部改正)

徳島県文化財指定基準(抜粋)

県無形民俗文化財

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

県指定申請無形民俗文化財

阿波木偶「三番叟まわし」

【概要】

阿波木偶「三番叟まわし」は、4体の木偶（千歳、翁、三番叟、えびす）を二つの木箱（山間部では行李）に入れて移動し、民家で門開け神事を行う祝福芸である。門付けは人形遣い1人、鼓打ち1人または2人が一組となっていく。3体の木偶（千歳、翁、三番叟）をまわす式三番叟で「天下泰平」「五穀豊穰」「家内安全」「無病息災」を祈り、えびすが「商売繁盛」を予祝する。式三番叟にえびすが加わる伝統的な人形形態は他に類がなく、本県独自の伝統芸能である。

「三番叟まわし」の起源は不明だが、遅くとも江戸時代に遡るとされる。「三番叟まわし」の芸人の多くは県西部に居住し、正月を中心に、それぞれの旦那場（回壇先）を日時を決めて門付けしていた。明治期の最盛期には200人を超える三番叟芸人が活動していたと考えられるが、戦争による混乱、高度経済成長による生活様式の変化等により衰退していった。

阿波木偶箱まわし保存会は平成7年、阿波木偶「三番叟」「えびす舞」を復活する会として発足し、平成11年から13年の間、最後の三番叟芸人といわれた県西部在住の男性に師事して正月の門付けに同行した。男性の死後、旦那場や技術、道具類を受け継ぎ、平成26年現在、県内5市5町で928軒の門付けを行っている。また、門付けに加え、農家での鋤初め、藍商家での「帳場祈祷」、製藍所での「寝床祈祷」、新築の際の地鎮祭など「三番叟まわし」による祈祷を行っている。さらに、平成19年に本県で開催された第22回国民文化祭のオープニングで「三番叟まわし」を上演するなど、県内外で各種イベントに積極的に参加している。

なお、平成21年3月には、阿波木偶箱まわし保存会が所有する「阿波木偶の門付け用具」163点が、国登録有形民俗文化財に登録されている（本県では1件、全国で33件）。

※注 「阿波木偶箱廻し」とは

「阿波木偶箱廻し」は、芸人2人又は3人が一組になり、二つの木箱に数体の人形を入れて移動し、「傾城阿波の鳴門」や「絵本太功記」等を、路傍で演じた大道芸である。三番叟芸人の多くは、正月に県内で門付けを行った後、諸国を廻った。大塚人形芝居（島根県安来市）、大井文楽（岐阜県）、今田人形（長野県）、泉沢人形（群馬県前橋市）等、各地の人形芝居に影響を与えたが、高度経済成長期にはほとんどが姿を消した。

阿波木偶「三番叟まわし」写真資料



三番叟まわし道具・箱一式



門付け用行李



千歳



翁



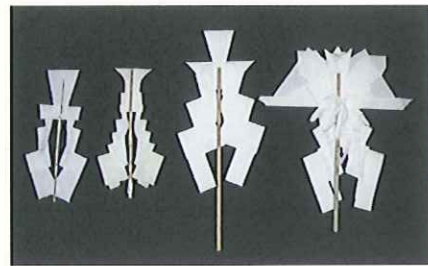
三番叟



えびす



黒式尉面・白式尉面・鼓



御幣



神札



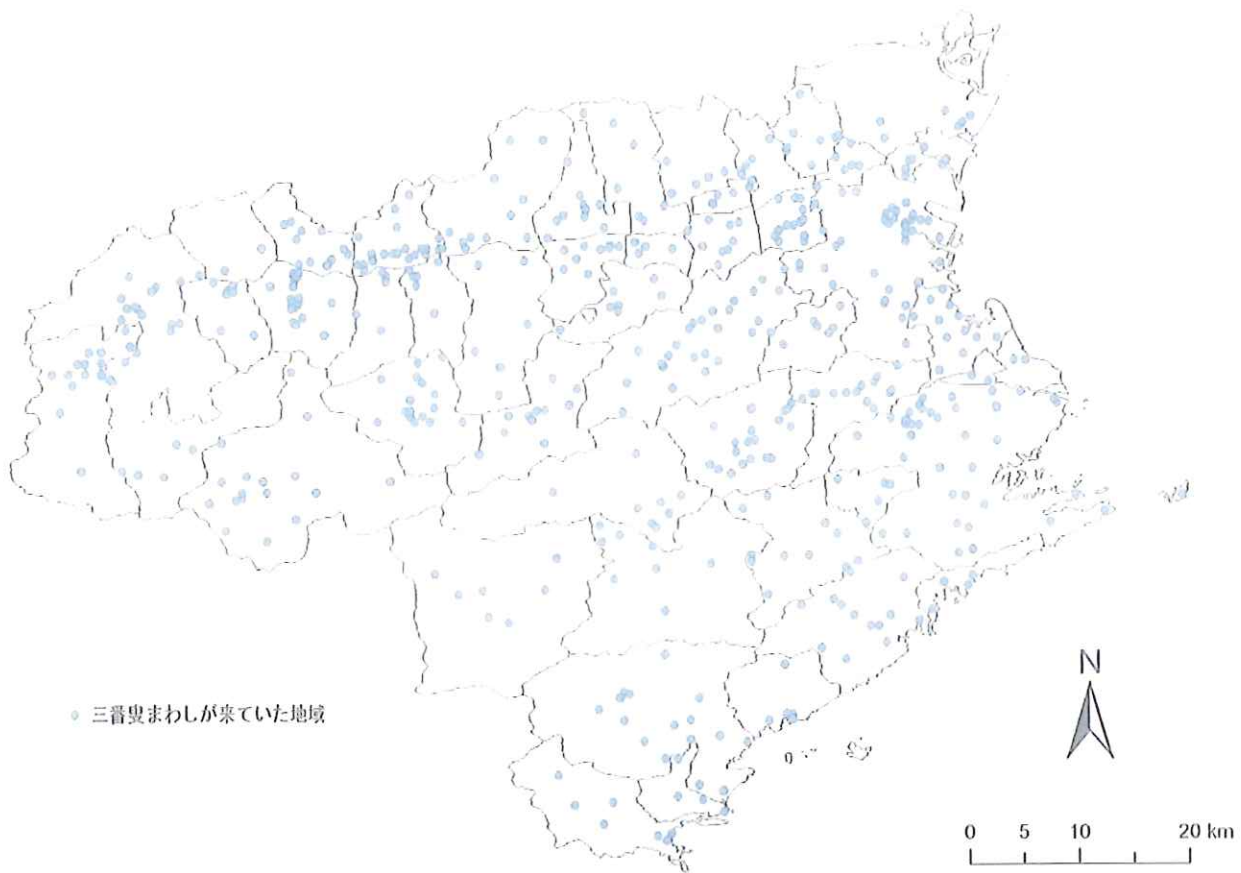
民家での門付け



重要文化財田中家住宅での
祈祷



佐藤製藍所での寝床祈祷



出典：徳島県における「三番叟まわし」「えびすまわし」調査報告書—地域社会から見た門付け芸能—
平成24年3月 「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会



教社発第582号
平成26年12月8日

徳島県教育委員会
教育長 佐野 義行 殿

徳島市教育委員会
教育長 石井 博



徳島県指定無形民俗文化財指定申請書について（進達）

このことについて、文化財の保護に関する条例第30条第1項及び文化財の保護に関する条例施行規則第35条第1項の規定にもとづき申請がありましたので進達いたします。

- 1 進達書類 徳島県指定無形民俗文化財指定申請書 別添のとおり

以上
(社会教育課)

意見書

阿波木偶三番叟まわしは、木偶人形を用いた祝福の門付け芸として徳島県内ほか愛媛県、香川県などで地域の生活の中に定着していた民俗芸能である。その起源は江戸時代まで遡り、昭和30年頃まで正月行事の一つとして根付いていたが、高度経済成長以後の社会情勢の変動や生活様式の著しい変化とともに三番叟まわしは徐々に姿を消した。

徳島県西部を活動拠点にしていた最後の箱まわし芸人から催行の時期や場所、芸態などの諸要素を継承した「阿波木偶箱まわし保存会」により、現在も三番叟まわしは伝承地域の人々の生活の総体として存在している。

阿波木偶三番叟まわしは、徳島県に特徴的な民俗芸能であるとともに、伝承の背景にある地域の民俗誌的な諸事象を継承し理解する上で貴重な無形民俗文化財である。

以上

(徳島市教育委員会社会教育課)

徳島県指定無形民俗文化財指定申請書

- 一 種別及び名称
無形民俗文化財 阿波木偶「三番叟まわし」(あわでこさんぼまわし)
- 二 保持団体の名称及び代表者の氏名、住所
阿波木偶箱まわし保存会 会長 中内 正子
徳島市国府町芝原字神楽免一五八
- 三 創始及び沿革
別紙のとおり
- 四 内容
別紙のとおり
- 五 用具の大要
別紙のとおり
- 六 申請の理由
別紙のとおり
- 七 保存の方法
別紙のとおり
- 八 その他参考となるべき事項
「阿波木偶箱まわし保存会の活動記録」 (別添)
「阿波木偶箱まわし保存会会則」 (別添)
「阿波木偶箱まわし保存会会員名簿」 (別添)
「阿波木偶箱廻し調査・伝承推進事業報告集」平成二三年度・平成二四年度・平成二五年度の三冊 (別添)

右のものを、徳島県指定無形民俗文化財に指定して下さるようお願いいたします。

平成二十六年十二月八日

徳島市国府町芝原字神楽免一五八

阿波木偶箱まわし保存会

会長 中内正子

徳島県教育委員会 殿

別紙

3 創始及び沿革

「三番叟まわし」の初発は不明であるが、文化年間の『阿波国名西郡高川原村風俗問状答』や町村史誌の記載から、江戸時代から永く定着していたことが確認できる。また、旧池田町の三番叟まわし芸人が代々受け継いだ巻物「続諫夷書外題」（奥付、寛永15年）から、そのルーツは中世末に遡れるとの所見〔池田町史編纂委員会 1983 1060～1061〕もある。

しかし、昭和期に入り太平洋戦争による不安定な社会情勢と高度経済成長期の科学技術の発達による過疎や生活様式の著しい変化、機械化による営農形態の変化が大きな要因となり、徐々に「三番叟まわし」は姿を消し、平成期に入っては数組しか稼働しなくなった。

その中の一組は、最後の三番叟まわし芸人といわれた男性（1922年～2002年、三好町昼間、以下師匠）である。師匠は、兄弟二人組（鼓打ちの弟没後は一人で門付けした）で1950年代から2001年まで凡そ50年の間、徳島県西部から愛媛県東予地方の旦那場を回檀（2000軒～3000軒、1月1日から4月中旬まで）した。阿波木偶箱まわし保存会（以下、保存会）は、1999年から2001年までの3年間、師匠に弟子入りして正月の門付けに同行し、旦那場や技術、道具類等を受け継いだ。保存会は、徳島県内5市5町で928軒（2014年現在）を門付けしている。

保存会は師匠の門付け先と技術を受け継ぎ、門付け時に「荒神祭祀」（旦那場全戸）をはじめ、「水神祭祀」（三好市、東みよし町、美馬市）、「家祈祷（家祓い）」（東みよし町足代、同町加茂山、阿南市加茂他）、「ノバセワラ」（愛媛県東温市）、「鋏初め」（三好市箸蔵）、藍商家にて「帳場祈祷」（石井町藍畑）、製藍所にて「寝床祈祷」（上板町七条、同町六条）、藍染め工房にて「愛染明王祭祀」（藍住町矢上）など、「三番叟まわし」による春神楽や御祈祷など無形民俗文化を受け継いでいる。また、東みよし町三加茂（民家新築）、同町足代（庚申堂新築）、三好市三野（民家新築）に招かれて「三番叟まわし」による「地鎮祭」を行うなど、徳島の伝統的な行事にも参加している。

なお、保存会は、1995年に「阿波木偶『三番叟』『えびす舞』を復活する会」として始発し、2001年に「阿波木偶箱廻し保存会」、2012年に「阿波木偶箱まわし保存会」と改称して、「三番叟まわし」による門付けの継承活動とともに、調査研究を積み重ねてきた。

2011年から2013年には、「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会に取り組んだ。2000年から地元の他、県下各地で伝承活動を継続しているが、2014年には、「阿波木偶箱まわし伝承事業」を企画し次世代への本格的な伝承活動に取り組んでいる。

【受賞等】

2006年 徳島新聞賞「文化賞」

2009年 本会が収集した「阿波木偶の門付け用具」（163点）が、全国で12番目、四国初の国登録有形民俗文化財に登録される

同年 徳島県「阿波文化創造賞」

4 内容

阿波木偶「三番叟まわし」は、人形遣いと鼓打ちの二人が一組となって行う門付け芸である。式三番叟で「天下泰平」「五穀豊穡」「家内安全」「無病息災」を祈り、えびすが「商売繁盛」を予祝する。正月の門付けの他、農家での農業神事、家屋新築時の地鎮祭、民家で

の家祈祷（別項参照）などを行なった。4体の木偶（千歳・翁・三番叟・えびす）を二つの木箱（山間部では行李）に入れて移動し、民家で門開け神事を行なった。「式三番叟にえびすが加わる伝統的な人形形態は他に類がなく、徳島県独自の伝統芸能である。吉野川中下流域は近世初頭から葉藍や薬、葉煙草、塩など商品作物の生産が盛んで貨幣経済社会が発達した地域であった。その条件下で三番叟にえびすが付加され、式三番叟とえびす舞が合体した特異な形態が形成されたと考えられる。

三番叟まわし芸人は、自らの持株である旦那場（門付け先）を、日時と時間を決めて回檀した。正月を中心としたが、えびす講や年末に民家を言祝いだ例も見られる。その回檀先は、四国四県に及ぶ。明治初年には200人を超す箱廻し芸人が稼働していた事を、人形師初代天狗久（吉岡久吉、安政5～昭和18）が『人形師天狗屋久吉芸談』[久米 1979]で語っている。その殆どは、徳島県西部の三好郡と美馬郡、阿波郡に居住したプロの人形遣いで明治5年の壬申戸籍に「傀儡子人形舞」の付加記載が確認されている。（三好郡志、257）

正月の「三番叟まわし」は、農村部で「鉄初め」や「ノバセワラ」などの農業神事で三番叟を奉納し、豊作を予祝した。海浜部においては豊漁を予祝し、商業都市部においては、商売繁盛を予祝した。

【門付け先での作法（民家での基本的な所作）】

門付け芸人	門付け先
<p>①玄関で荒神祓いを唱えながら御幣をきる 家人に御幣を渡す (荒神様の前で唱えながら御幣をきり、芸人が荒神様に御幣を祀る場合もある)</p> <p>②三番叟まわしを舞わす 千歳 翁 三番叟 三番叟が黒式尉をかぶる 黒式尉への依頼があれば祈祷する えびす</p> <p>③えびすの手で家人に福分けをする 「福が来ますように」 「五穀豊穰、商売繁盛、学業成就が叶いますように」 「無病息災、家内安全、病が治りますように」等</p> <p>④祝儀を受け、次の家に向かう。 (門付けの後、湯茶や食事の接待を受ける家は、決まっている)</p>	<p>①家族は座敷で手を合わせる</p> <p>②子どもや孫を抱きながら木偶を見る。手を合わせながら人形舞いを見る</p> <p>③「お面を頂かせて欲しい」（祈祷）の依頼があることもある</p> <p>④手や頭に福分けを受ける。痛い所をなでてもらったり祈祷の依頼をする時もある。不在の家族の服や写真等に福分けを依頼することもある</p> <p>⑤（お茶やお菓子を勧める）</p> <p>⑥盆に入れた祝儀をわたす。（加えて、お米やお餅等も渡すこともある）</p>

前年に不幸「ブク」がある場合は、「来年お願いします」と家人が断る。葬儀から一定の期間が経過し、祓いを行って欲しい場合は三番叟まわしを依頼されることもある。不在の場合は、各家の神々を外で拝み、御幣を玄関戸や郵便受けなどに入れる。

5 用具の概要

門付け道具（用具）

a. 木偶衣装等

種別	衣裳の特徴	主な素材	手	足	頭
千歳	棒襟、長袖付き 上衣、前垂れ	金襴、木綿 綿	右手に御幣 左手に御幣	無し	侍烏帽子、鉢巻、 飾り房
翁	棒襟、長袖付き 上衣、前垂れ	金襴、木綿 綿	右手に御幣 左手に御幣	無し	立烏帽子、鉢巻、 飾り房
三番叟	棒襟、長袖付き 上衣、前垂れ、 ズボン	金襴、木綿 綿	右手に鈴 左手に御幣	有り、黄 色の足袋	烏帽子、鉢巻、 飾り房
えびす	棒襟、短袖付き 上衣、前垂れ、 ベスト、ズボン	金襴、木綿 綿	両手有り、 弓手（左）	有り、 わらじ	風折烏帽子、 鉢巻、飾り房 首に瓢箪かける

b. 鼓 小鼓を竹製の張扇で打つ

c. 木箱・天秤棒

- ・木箱（杉材・凡そ縦 40 cm×横 60 cm×高さ 50 cm）二つを天秤棒（長さは 150 cm）で一荷に担ぐ。前方の箱に木偶 4 体（千歳・翁・三番叟・えびす）と面箱（白式尉面、黒式尉面、御幣、竹串の束）を入れる。後方の箱に予備の御幣、竹串の束、ご祝儀の餅や米などを入れる。門付け先が近い場合は、後方の蓋を裏返し、面箱と御幣の箱や鼓を置き天秤棒を担ぐ。門付け先が遠い場合は蓋を閉めて移動した。天秤棒を右肩や左肩に変え肩への負担を調節して移動した。

d. 行李

- ・行李（柳や竹材・凡そ縦 40 cm×横 60 cm×高さ 22 cm）を布（縦 160 cm×横 275 cm）で巻いて担ぐ。行李の上部は木偶の衣装を傷めないために布をあてて補強している。また、行李は木偶の出し入れで、材が折れたり傷むと補修する。布も 1 シーズンで傷むので毎年新調する。行李の中には、木偶 4 体（千歳・翁・三番叟・えびす）と面箱（白式尉面、黒式尉面、御幣、竹串の束）を入れる。
- ・保存会所有の「阿波木偶門付け用具 163 点」（国登録有形民俗文化財第 12 号）にも、木箱と行李の二種類が含まれている。
- ・保存会では、伝統的な仕様に準じて箱を製作し、門付けでは木箱と行李の両方を使用している。
- ・現在は、行李で門付けを行なうのが中心である。積雪のある山道を移動するとき、また、新築家屋では「にわ」（玄関を入った土間）が消えて、玄関が狭くなり箱での門付けは困難となったためである。
- ・木箱を一荷に担いで門付けを行なっているのは 1 月 3 日の徳島市近郊（石井町、上板町、

藍住町、徳島市) と、1月5日の兵庫県西宮市である。また、公演や伝承教室では木箱を用いている。

e. 御幣と御幣用の竹

御幣は次の形に準備して、門付け先で唱文を拝みながら、切り込みを入れた半紙を整形する。御幣箱にそれぞれ適量入れる。予備として100枚を包装紙に包んで準備する。

色	形	大きさ	切込み数
御幣 (小) 白色	半紙を半分に切り2回折りたたむ (長方形)	縦 12 cm × 横 8.4 cm	4
御幣 (小) 金色	金紙を半分に切り2回折りたたむ (長方形)	縦 11.5 cm × 横 9 cm	4
御幣 (大) 白色	半紙を2回折りたたむ (長方形)	縦 12 cm × 横 16.8 cm	4
御幣 (大) 金色	金紙を2回折りたたむ (長方形)	縦 18 cm × 横 11.5 cm	4

・家祓いに使用する大型の御幣は、別途準備しておく。

神様に祀る御幣なので、大安の日にきれいな場所で切り始める。使用するハサミや小刀、カッターナイフは神事以外には使用しない。

民泊して家祓いする家を回檀する場合は、別に家祓い用の一式を紙箱に入れて準備する。民泊分の家祓い用の御幣 (大・白色) のセット、御幣 (大) 白色・金色、御幣 (大) 用の丸竹串束、半紙、ハサミ、カッター、小型の金づち、ペンチ、西宮神社の御札や福笹等。

竹は不浄な所を避けて切る。家で竹を切っていくが上下を逆にしないように必ず切り口の頭を上にして揃え、短い竹串 (長さ約 22 cm、一束 50 本) と長い竹串 (長さ約 38 cm) のサイズに切る。竹串の頭には御幣をはさむ切込みを約 5 cm 入れておく。

f. 御札

現在保存会は、荒神の御札と西宮神社の御札やお守りを持参している。求めに応じてお礼として札を配っている。家祓いの時には、師匠が配布していた御札 (淡嶋大明神の御札、馬頭観音の御札、成田山の御札) を使用していたが、それらは、国の登録有形文化財に指定 (2009年3月11日) されたので、以後は同一の御札を使用していない。

6 申請の理由

阿波木偶「三番叟まわし」は、徳島県の正月習俗として古くから定着した無形民俗文化財である。阿波木偶「三番叟まわし」は、「式三番叟」と「えびす舞」がひとつの演目として形成しているが、その形態は、「阿波人形浄瑠璃芝居」や「淡路人形浄瑠璃芝居」、「文楽」等にも見られず、他に類例を見ない徳島県独特の無形民俗文化財である。

「三番叟まわし」は、藩政期より県内一円をはじめ四国内の島嶼部まで廻った。徳島県から発信した「三番叟まわし」の足跡や役割などについては、各地の县市町村史で確認することができる。徳島県内の「藍寝床祈禱」「鉄初め」や愛媛県内で行った「ノバセワラ」など農業神事等である。(2012年度「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進事業報告書参照)

1998年以來、保存会が徳島県三好郡東みよし町昼間の「三番叟まわし」芸人から伝統的な技術と門付け先を受け継ぎ、民家を門付けするとともに、2004年から毎年徳島県内各地で伝承活動に取り組んできた。また、保存会が収集した「阿波木偶の門付け用具 163点」が国の有形民俗文化財に登録（2009年）されるなど、確実に成果をあげてきた。また、徳島県内外のマスメディアから保存会の「三番叟まわし」伝承活動が注目され、新聞・テレビ・ラジオ等で広く紹介されるに至った。地元の徳島新聞や四国放送、NHK徳島放送局では、正月の風物詩として毎年取りあげるなど、徳島県の正月習俗として広く県民に知られている。2011年には、「ゆく年、くる年」（NHK総合）で「三番叟まわし」の門付けが全国で紹介され、2007年と2012年に開催された国民文化祭（徳島開催）に出演し、全国的に知られるところとなった。

一方、「三番叟まわし」伝承の取り組みが「ACCU賞」（ユネスコアジア文化センター主催）を受賞（2009年）して、世界から「三番叟まわし」が貴重な無形文化遺産として認められ、世界的にも知られるに至った。

保存会が取り組みを継続し活性化する中、県民各層から阿波木偶「三番叟まわし」の徳島県や国の無形民俗文化財指定を望む声が高まっている。この無形民俗文化財を永く遺したいと願う県民の願いである。

更に、「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会を組織し、徳島県内（2011年度）の悉皆調査の他、四国（2012年度）、全国（2013年度）にみる「三番叟まわし」や「箱廻し」の調査活動を企画し、各年度に報告集を発行して調査・研究の成果を広く紹介する取り組みを行った。その成果は、阿波木偶「三番叟まわし」の技術伝承や後継者育成活動に活かされるとともに、日本における民俗芸能研究に貢献することができた。

阿波木偶「三番叟まわし」が、徳島県の無形民俗文化財指定を受けることにより、県民との協働による「三番叟まわし」の継承活動が有効となる。加えて、徳島県の文化力向上に貢献する事を目的として申請するものである。

7 保存の方法

「三番叟まわし」の伝統的な門付けを継続するとともに、農業神事や家祈祷、地鎮祭等を徳島県内各地で行うことにより、民間の生活に根差した徳島県の伝統文化を継承していく。また、今まで積み重ねてきた伝承活動に関しては、更に積極的な伝承教室等を企画して、次世代への確実な継承を図る。なお、「三番叟まわし」等の史資料収集や保存、調査研究活動等を継続して行う。県内外で実施される民俗芸能大会や人形浄瑠璃フェスティバル等に積極的に出演する。阿波十郎兵衛屋敷や農村舞台の取り組み等と連携し、阿波人形浄瑠璃芝居各座との交流や各種伝統文化継承団体と交流において、「三番叟まわし」保存の重要性に関する啓発活動にも取り組む。

【主な引用参考文献】

文化庁文化財保護部 『正月の行事3 徳島県・三重県』（1970年）

徳島県教育委員会 『昭和62年度 徳島県同和地区民俗文化財調査報告書』（1988年）

三好郡役所 『三好郡志』（1924年）

高川原村史編纂委員会 『風俗問状答高川原村史』（1959年）

- 三野町誌編集委員会 『三野町誌』 (1974年)
- 池田町史編纂委員会 『池田町史 下巻』 (1983年)
- 三好町史編集委員会 『三好町史』 (1997年)
- 愛媛県史編さん委員会 『愛媛県史 民俗 下』 (1984年)
- 香川県 『香川県史 別編1資料編 14 民俗』 (1991年)
- 近畿民俗学会 『阿波木頭民俗誌』 (1958年)
- 林鼓浪 他『阿波の年中行事と習俗の研究』 (1969年)
- 久米惣七 『阿波郷土史 第4集』 (1932年)
- 永田衡吉 『日本の人形芝居』 (1969年)
- 宇野小四郎 『現代に生きる伝統人形芝居』 (1981年)
- 「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会 『徳島県における「三番叟まわし」「えびすまわし」調査報告書』 (2012年)
- 「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会 『四国における「三番叟まわし」「えびすまわし」調査報告書』 (2013年)
- 「阿波木偶箱廻し」調査・伝承推進実行委員会 『「阿波木偶箱廻し」調査報告書』 (2014年)